

令和7年度
大阪市指定給水装置工事事業者講習会

指定給水装置工事事業者制度

大阪市水道局 工務部 給水課

指定給水装置工事事業者制度の概要

◆ 指定給水装置工事事業者制度とは

給水装置の構造及び材質が、水道法施行令第6条に規定された基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域において、給水装置工事を適正に施行することができると認められる者を水道法第16条の2第1項に基づき指定する制度である。



最初のスライドは、指定給水装置工事事業者の概要です。

指定工事店制度とは、給水装置の構造及び材質が、政令（水道法施行令）に規定された基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域において、給水装置工事を適正に施行することができると認められる者を水道法に基づき、指定する制度となっています。

つまり、適正な給水装置を確保するため、大阪市は施工可能業者を指定しなければならない。としています。

【参考】大阪市水道事業給水条例

○第10条第1項 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質に適合しているものでなければならない。

○第13条第1項 給水装置の構造及び材質が第10条第1項の基準に適合することを確保するため、水道法第16条の2第1項の規定に基づき、工事を適正に施行することができると認められる者の指定を行う。

- ◆ 指定給水装置工事事業者制度は、それまで**水道事業者が**給水条例等に基づき設けて運用してきた指定工事店制度を**規制緩和**の目的で見直し、**水道法に新たに位置づけたもの**である。（平成8年6月水道法改正：平成10年4月1日施行）



- ◆ 水道事業者ごとにまちまちであった**指定要件の統一化及び明確化**が図られ、給水装置工事の技術力を確保するための核となる**給水装置工事主任技術者の国家資格等**についても定められた。
- ◆ さらに**指定の申請手続きに関する事項**や**指定給水装置工事事業者の遵守事項**、**給水装置工事主任技術者の職務**及び**指定の取消しに関する事項**について必要な規定を定め、全国統一的な運用の確保が図られている。

このスライドは、指定給水装置工事事業者制度の目的です。

指定給水装置工事事業者制度は、それまで水道事業者が給水条例等に基づき設けて運用してきた制度を、**規制緩和**の目的で見直し、水道法に新たに位置づけたものとなっています。

これまで全国の水道事業者ごとにまちまちであった、指定要件の統一化や明確化が図られ、給水装置工事の技術力を確保するための核となる、主任技術者の資格等についても定められています。

大阪市においてもこの制度以前は「公認業者」と称した大阪市オリジナルの指定制度でした。

制度の主な内容

1 給水装置工事事業者の指定要件の統一

(指定の基準 水道法第25条の3)

- ① 給水装置工事主任技術者の国家資格を持つ人の中から、事業所ごとに給水装置工事主任技術者が選任されていること。
- ② 国土交通省令で定める機械器具を有していること。（水道法施行規則第20条）
- ③ 法律で定める欠格要件に該当しないこと。

2 全国統一的な新しい国家試験を実施し、試験の合格者に国家資格として給水装置工事主任技術者の免状を交付することとした。

指定工事店制度の、主な改正点としては2つあります。

1つめは、給水装置工事事業者の指定要件の統一です。これは今まで各水道事業体ごとで資格制度を全国一律の基準として定めたことです。

2つめは、全国統一的な新たな国家試験を実施して、合格者に国家資格として「給水装置工事主任技術者」の免状を交付するものです。

給水装置工事事業者の指定要件の統一は、スライドに記載のとおりですが、追記しますと、機械器具に関しては、水道法施行規則第20条に「金切りのこ」等の管の切断用機械器具、「やすり、パイプねじ切り器」等の管の加工用の機械器具、「トーチランプ、パイプレンチ」等の接合用の機械器具、「水圧テストポンプ」と具体的に明記されています。

また、国家資格としての給水装置工事主任技術者については、法令で職務が定められており、水道法第25条の4第3項に「給水装置工事に関する技術上の管理」「給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督」「給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認」「その他国土交通省令で定める職務」と、これも具体的に明記されています。詳細は記載しませんが水道法施行規則第23条にも職務についての記載があります。

指定給水装置工事事業者制度に係る経緯

水道指定工事店制度

- ・規制緩和（平成8年6月公布）
- ・給水装置工事事業者の指定要件の統一・給水装置工事主任技術者

指定給水装置工事事業者制度 (平成10年4月施行)

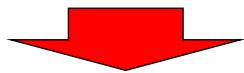
- ・改正法施行後10年経過した時点で、規制緩和の効果、施行状況について検討を加え、必要な措置を講じる。

指定給水装置工事事業者等に関するアンケート調査 (平成17・18年度厚生労働省受託事業：日本水道協会)

ここからは、指定給水装置工事事業者制度の現在までの経過を説明します。

以前、各水道事業体で決めていた指定工事店制度（大阪市では公認業者制度）から指定給水装置工事事業者制度に移行した後、厚生労働省は「指定給水装置工事事業者等に関するアンケート調査」を日本水道協会に委託し、全国の水道事業者に対する実態調査やヒアリングを平成17・18年度の2ヶ年を行い、問題点や課題等を調査してきました。

指定給水装置工事事業者制度に関する検討会（報告） (平成19年9月：有識者)



第6回厚生科学審議会生活環境水道部会 (平成19年10月)

- ・現行の指定工事事業者制度は、規制緩和の成果が十分現れていると評価されるが、給水装置工事に関する様々な課題も指摘されている。
- ・一方で、さらなる規制緩和を図ることは適切ではなく、現行制度の中で改善を図りつつ制度運用を行うことが重要。



この「指定給水装置工事事業者等に関するアンケート調査」の結果をふまえた内容については、スライドのとおりですが、特筆すべきことは、さらなる規制緩和を図ることは適切ではなく、現行制度の中で改善を図りつつ制度運用を行うことが重要と結論付けられたことです。

厚生労働省健康局水道課長通知（平成20年3月） 「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」

＜解決の方向＞

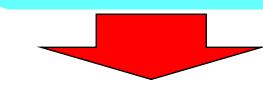
- ・指定給水装置工事事業者に対する講習・研修の実施
- ・給水装置工事主任技術者等に対する研修の実施
- ・需用者のニーズに応じた指定給水装置工事事業者に関する情報提供
- ・指定給水装置工事事業者の取消しの処分基準の整備
- ・各主体からの啓発・広報の充実
- ・適切な配管技能者の確保



大阪市指定給水装置工事事業者講習会

（前々回：令和元年7月 前回：令和4年12月）

概ね3年に1回



さらなる規制緩和を図ることは適切ではなく、現行制度の中で改善を図りつつ制度運用を行うことが重要と結論付けられたことで、厚生労働省から、平成20年3月21日付けの水道課長通知「給水装置工事事業者制度の適正な運用について」により、全国の水道事業者に各種課題の解決の方向が示されました。

大きく6つの項目があり

- ①指定給水装置工事事業者の自社内の周知や教育を適切に実施できる者に対し、水道事業者は講習や研修を定期的に実施するよう努めること。（本市では概ね3年に1回実施）
- ②指定給水装置工事事業者の給水装置工事主任技術者等に対する研修の実施。
- ③水道事業者は需要者のニーズに応じた指定給水装置工事事業者に関する情報の提供に努める。
- ④水道事業者は指定給水装置工事事業者の取消しの処分基準の整備を行い、公平な実施に努める。
- ⑤各主体からの啓発・広報活動の充実として、水道事業者は水道法24条の2及び同法施行規則第17条の5に基づいた、需要者に対しての定期的な情報の提供を行う。
- ⑥適切な配管技能者の確保として、水道事業者においては、指定給水装置工事事業者に対し、社内でも技能養成の機会の確保に努めるよう助言・指導を行う。

指定給水装置工事事業者制度に関する検討会 (平成27年度)

- ◆ アンケート調査で課題を整理した上で解決策を議論

<課題>

- ・指定給水装置工事事業者、主任技術者の技術力やモラル、
お客さまサービスの不足
⇒実態把握、講習会の実施、処分・指導監督が不十分
- ・指定給水装置工事事業者に関する水道利用者への
情報提供の不足

- ◆ これらの課題を解決するため、更新制の導入をはじめ、
主任技術者の講習会受講の促進、事業者への講習会の実施の
促進、処分環境の整備、利用者への情報提供、配管技能者の
適正な配置の促進という6項目の対策案が示された。

⇒更新制の導入をメインの施策案と位置付けた。

指定給水装置工事事業者制度は、従来は各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事を施行する者を指定していたが、規制緩和の要請を受け、平成8年に全国一律の指定基準による現行制度を創設し、平成10年4月に施行したものです。

しかしながら、広く門戸が開かれたことにより、年数の経過とともに事業者数が大幅に増加したことや、現行制度は新規の指定のみで、休廃止等の実態が反映されづらく、無届工事や不良工事も発生するような状況が生じました。

【参考】※数字については、当初の厚生労働省HPより
指定給水装置工事事業者数

H9：2万5千者→H28：23万2千者 約9倍

所在不明な指定給水装置工事事業者：少なくとも約5千5百者

違反工事件数：1,644件 (H28)

苦情件数：3,885件 (H28)

厚生科学審議会生活環境水道部会水道事業の維持・向上に関する専門委員会（平成28年11月）

- ・取りまとめられた報告書
「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講すべき施策について」
- ・改正法律案に含まれている更新制の導入のほか、指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指し、指定の更新の際に、**水道法に定める指定給水装置工事事業者の運営基準の実態や営業内容等を確認することや確認できた事項を公表すること等**



水道法の一部改正（平成30年12月）

5年ごとの更新制の導入（令和元年10月1日施行）

そこで指定給水装置工事事業者が、工事を適正に行うための資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定の更新制（5年）を導入することになりました。

指定給水装置工事事業者に関する水道法関係条文一覧

	水道法	水道法施行規則
1 指定の申請	第25条の2	第18条、第19条
2 指定の基準	第25条の3	第20条
3 指定の更新	第25条の3の2	
4 給水装置工事主任技術者の選任・解任	第25条の4	第21条、第22条、第23条
5 変更の届け出等	第25条の7	第34条、第35条
6 事業の基準(事業の運営の基準)	第25条の8	第36条
7 給水装置工事主任技術者の立ち会い	第25条の9	
8 報告又は資料の提出	第25条の10	
9 指定の取り消し	第25条の11	

このスライドは、指定工事店に関する水道法等の関連条文を一覧にした表です。

例えば、指定の基準に関するものは、水道法第25条の3、一番下段には指定の取消に関するものは水道法25条の11に、その要件が記されていることを示しています。

指定の申請

【水道法 第25条の2】

- ① 第16条の2第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。
- ② 第16条の2第1項の指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地並びに第25条の4第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名
 - 三 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
 - 四 その他厚生労働省令で定める事項

ここからは、指定給水装置工事事業者制度における、各種申請について説明します。

本条は、給水装置工事事業者の指定を受けようとする場合の申請手続き等について定めたものです。

指定は給水装置工事事業者の申請によって行うこととし、申請に必要な書類の記載事項について法第25条の2に定め、申請者の様式及び添付書類について水道法施行規則第18条に定めたものです。同条では、申請手続きの合理化を図る観点から、申請書等の様式を定め、全国統一化を行っています。

なお、申請の受付は、隨時が原則であり、水道事業者は、受け付けを年間数回に限る等参入制限となるような受け付け期間の限定を行うことはできません。

指定の基準

【水道法 第25条の3】

水道事業者は、第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- 一 事業所ごとに、第25条の4第1項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 二 国土交通省令で定める機械器具を有する者であること
- 三 次のいずれにも該当しない者であること
 - イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 二 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

本条は、給水装置工事事業者の指定の基準を定めています。当該基準に適合しているときは水道事業者は指定をしなければならない旨を規定したものです。

指定の基準は、参入制限とならない客観的かつ合理的なものとして、技術力と信頼性を要件とし、事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置くこと、一定の機械器具を有すること、一定の欠格要件に該当しないことを定めています。

ここでいう事業所とは、調査から工事検査に至る一連の給水装置工事の事業の拠点となる場所をいい、当該場所には給水装置工事の技術上の統括者となる給水装置工事主任技術者となる者を置くこととされています。

なお、水道事業者は、これら以外に指定の基準を定めることはできません。

【水道法 施行規則 第20条】

国土交通省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 金切りのこ、その他の管の**切断用**の機械器具
- ② やすり、パイプねじ切り器その他の管の**加工用**の機械器具
- ③ トーチランプ、パイプレンチその他の**接合用**の機械器具
- ④ **水圧テストポンプ**

このスライドでは、指定給水装置工事事業者が保有すべき機械器具を記載しています。

給水装置工事に必要な機械器具で、必要最小限のものを指定の基準として定めたものです。

給水装置工事の配管作業は、主に切断、加工、接合からなり、また適切な接合が行われ水圧によって漏水が生じないことを検査することが必要となるため、水道法施行規則第20条において、これらに必要な機械器具が定められています。

指定の更新

- 令和元年(2019年)の水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者制度に更新制が導入
指定の有効期間が従来の無期限から5年間となりました。
- 指定の有効期間が過ぎると自動的に失効となりますので、ご注意ください。継続して指定を受ける場合は、有効期間内の更新手続きが必要となります。
- 有効期限の1年前になりましたら大阪市水道局から更新のお知らせ案内文を郵送し通知しています。

2

令和元年（2019年）10月1日の水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者制度に更新制が導入され、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となりました。

指定給水装置工事事業者の皆様におかれましては、**指定の有効期間が過ぎると自動的に失効となりますので、ご注意ください。**継続して指定を受ける場合は、有効期間内の更新手続きが必要となります。

更新対象の指定給水装置工事事業者の皆様には、**有効期限の1年前になりましたら大阪市水道局から更新のお知らせ案内文を郵送し通知しています。**

指定更新の要件及び申請に必要な提出書類

○指定更新の要件

水道法第25条の2及び第25条の3、水道法施行規則第20条を準用

⇒新規申請と同じ下記の3項目

- ・給水装置工事主任技術者の選任
- ・給水装置工事を行うための機械器具を有する
- ・水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

○申請に必要な提出書類

水道法施行規則第18条第1項及び第2項

1	大阪市指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1号)	5	指定給水装置工事事業者指定更新時確認書(様式第8号)
2	機械器具調書(様式第2号)	6	給水装置工事主任者技術者免状の写し又は給水装置工事主任技術者証の写し
3	誓約書(様式第3号)	7	〈法人の場合〉定款の写し及び登記事項証明書
4	指定給水装置工事事業者証交付申請書(様式第4号)		〈個人の場合〉住民票の写し

続きまして、指定更新の要件ですが、水道法及び施行規則を準用しておりますので、新規申請と同様となります。

- ・「主任技術者の選任」
 - ・「必要な機械器具の保有」
 - ・「規定された欠格要件に該当しない者」
- の3項目となります。

また、申請に必要な提出書類についても、水道法施行規則を準用しておりますので、この表の提出書類が必要となりますが、追加書類として、5の更新時確認書【様式8号】が必要になります。その内容については、次のスライドから説明します。

指定の更新時に合わせて確認する4項目

○指定更新の手続きを行う際、水道法に定める指定給水装置工事事業者の運営基準や営業内容等について、資質の維持・向上及びお客さまへのわかりやすい情報発信を行うため、下記の4項目を併せて確認します。

1 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況

本市が実施している講習会への参加状況(過去5年以内)を確認

(参考)本市における、過去5年以内の講習会

令和4年12月～1月(web形式)

2 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)

お客さまに提供する指定給水装置工事事業者に関する情報の充実を図る観点から、指定工事事業者の業務内容及び水道局ホームページでの公表等について確認⇒再確認含む

厚生労働省からの通知により、指定更新の手続きを行う際、水道法に定める指定工事店の運営基準や営業内容等について、資質の維持・向上及びお客さまへのわかりやすい情報発信を行うため、4項目を確認させていただきます。

まず、1点目として、本市が実施した講習会への参加状況を確認いたします。本市における過去5年間の講習会は、今回の講習、令和4年12月～1月に開催しており、参加されていない場合は、不参加の理由等を聞き取り、受講への動機付けをさせていただきます。

次に、2点目として、お客さまに提供する指定工事店に関する情報の充実を図る観点から、営業時間や対応工事、水道局ホームページでの公表等について、再確認させていただきます。（正当な理由なく水道局が行う指定給水装置工事事業者向けの講習会に参加しないときは、ホームページの掲載を抹消させていただくことがありますので、ご注意ください）

3 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況

選任している給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の研修受講状況を確認(外部研修、自社内研修等の受講の確認)

(参考)外部研修

外部機関「公益財団法人 給水工事技術振興財団」が実施しているe-ラーニングによる研修や現地研修会 など

(参考)自社内研修等に含まれるべき内容

- ・水道法(給水装置関連)

- 給水装置工事主任技術者の職務と役割

- 給水装置の構造及び材質

- ・給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報

- ・給水装置の事故事例と対策技術

- ・給水装置の維持管理(故障・異常の原因と修繕工事法) など

次に3点目として、選任している主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の研修の受講状況を確認させていただきます。

なお、外部研修には、財団が実施しているe-ラーニング研修や自社内研修としては、関係法令や工事に関する最新の技術情報や事故事例、修繕工事法等と役割等があります。

4 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

- ・過去1年間の給水装置工事(配水管～水道メーター)で、主に配置した「適切に作業を行うことができる技能を有する者」について確認(雇用関係、下請け等の制限はない)
- ・配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管接合の経験の有無を確認

○確認に必要な書類(参考)

- ・講習会の受講証等
- ・外部研修の受講証等
- ・配管技能の資格等

最後の4点目ですが、過去1年間の配水管の分岐から水道メータまでの給水装置工事で配置した「適切に作業を行うことができる技能を有する者」についての確認を行います。

作業を行った内容としては、配水管への分水栓の取付け、せん孔、給水管接合の経験の有無になりますが、技能者については、雇用関係、下請け等の制限はありません。

これらを【様式8号】の更新時確認書に記入し「講習会の受講証」、「外部研修の受講証」、「配管技能の資格」等を添付して提出していただくことになります。

なお、様式や記入例を水道局ホームページにも掲載していますので、ご確認していただき申請をお願いします。

大阪市水道局ホームページ

https://www.city.osaka.lg.jp/suido/category/3512-5-0-0-0-0-0-0-0.html

Language あい うえ ふりがな 読み上げ 文字サイズ 拡大 標準 背景色 標準 青 黄 黒

OSAKA CITY 大阪市 くらし イベント・観光 産業・ビジネス 市政

Google 提供 検索 検索ヘルプ よくある質問 選んで探す 組織から探す

トップページ > 組織から探す > 水道局 > 事業者の皆さまへ > 指定給水装置工事事業者の方へ

指定給水装置工事事業者の方へ

ページ番号 : 3512-5-0-0-0-0-0-0-0-0

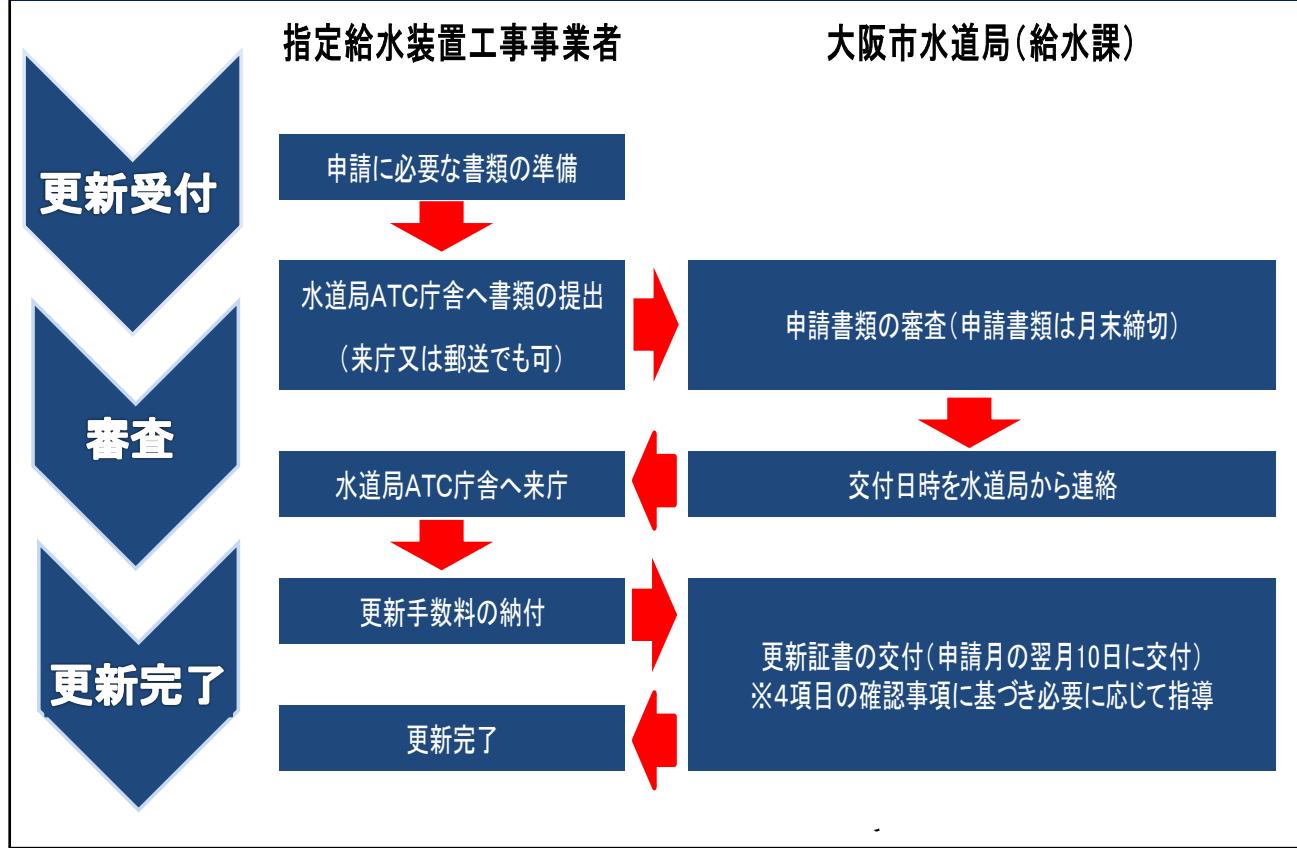
▶ [指定給水装置工事事業者の新規登録、各種変更、廃止・休止の申請方法について](#)
2022年6月30日
市からの情報を受け取る 手続き・届出する

▶ [指定給水装置工事事業者の更新方法について](#)
2021年3月31日
市からの情報を受け取る 手続き・届出する 注意点を知りたい

同じ階層にある他のカテゴリ
事業者の皆さまへ
› 入札・契約情報
› 不動産関連
› コンペ・プロポーザル関連
› 工業用水道
› 水道工事関連（仕様書・基準）

大阪市水道局ホームページに掲載している、各種申請方法です。

指定の更新フロー



指定更新のフローですが、必要書類を準備、作成していただいたのち、給水課へ申請していただきます。

提出方法につきましては、給水課へ直接持参することもできますが、原則郵送での提出をお願いしております。

水道局で、提出書類の審査を行い、問題なければ交付日時の連絡をいたします。

その後、交付日時に給水課へ来所して頂き、更新手数料を納付後に証書の交付を行い、その際に4項目の確認事項に基づき必要に応じて指導・助言を行いますが、更新が完了する流れになります。

給水装置工事主任技術者の選任及び解任等の届出

【水道法 第25条の4、施行規則 第22条】

① 指定を受けたとき

- ・指定給水装置工事事業者は、事業所毎に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
⇒指定を受けた日から**2週間以内**とし、その旨を遅滞なく水道事業者に提出。

② 給水装置工事主任技術者を解任したとき

- ・その旨を遅滞なく水道事業者へ届出。
⇒事由が発生した日から**2週間以内**とし、その旨を遅延なく水道事業者に提出。

本条は、給水装置工事主任技術者の選任及び解任等の申請手続き等について定めたものです。

注意点が3点あります。

1点目は、指定を受けた時は、指定を受けた日から2週間以内に事業所・店舗毎に給水装置工事主任技術者を選任し、その旨を水道事業者に提出しなければなりません。

2点目は、給水装置工事主任技術者を解任したときも、事由が発生した時点から2週間以内に、その旨を水道事業者に提出することとなっています。

③ 給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったとき

- ・新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない
⇒ 当該事由が発生した日から**2週間以内**とし、その旨を遅滞なく水道事業者に届出
- ⇒ **解任によって主任技術者がいなくなった場合は、新たな人を選任するまでは水道事業者に「休止届」を提出する**

3点目も同様に、給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときも、当該事由が発生した日から2週間以内に、新たに給水装置工事主任技術者を選任し、その旨を水道事業者に届出なければなりません。

また、解任によって主任技術者がいなくなった場合は、新たな人を選任するまでは水道事業者に「休止届」の提出を必要としています。

給水装置工事主任技術者の職務

【水道法 第25条の4、同法施行規則 第23条】

- ① 給水装置工事に関する技術上の管理
- ② 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- ③ 給水装置の構造及び材質の基準に適合していることの確認
- ④ 工事に関する水道事業者との連絡調整（水道法施行規則第23条）

- ・配水管から分岐して給水管を設ける工事における配水管の位置の確認に関する連絡調整
- ・配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メータまでの工事に係る工法、工期等の工事上の条件に関する連絡調整
- ・給水装置工事を完了した旨の連絡

給水装置工事主任技術者の職務を示したものです。具体的に説明しますと、次のとおりです。

①給水装置工事に関する技術上の管理

調査の実施、給水装置の計画、工事材料の選定、工事方法の決定、施工計画の立案、必要な資機材の手配、施工管理及び工程毎の工事の仕上がり検査（品質検査）等になります。

②給水装置工事に関する技術上の指導監督

工事品質の確保に必要な従事者の役割分担を指示、品質目標、工期等の管理上の目標に適合する工事の実施のための従事者に対する技術的事項の指導、監督を言います。

③給水装置の構造及び材質の基準に適合していることの確認

基準に適合する材料の選定、現場状況に応じた材料の選定（例えば、逆流防止器具の設置）、給水装置システムの計画及び施工、工程毎の検査等による基準適合性の確保、竣工検査における基準適合性の確保を指しています。

④工事に関する水道事業者との連絡調整

施工する給水装置工事に関し、当該水道事業者との連絡調整を行うこと。配水管からの分岐工事での、配水管の布設位置の確認や穿孔日時・内部竣工検査の日時等が挙げられます。

水道事業者への変更の届出

【水道法 第25条の7、施行規則 第34・35条】

① 次の事項に変更があった場合 30日以内！

- ・氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名
- ・法人の場合は役員の氏名
- ・給水装置工事主任技術者の氏名、又は免状番号

② 事業の休止・廃止 30日以内！

- ・事業を休止又は廃止しようとする場合

③ 事業の再開 10日以内！

- ・事業を再開しようとする場合

本条は、給水装置工事事業者の登録事項に変更が生じた場合の申請手続き等について定めたものです。

これも注意点が3点あります。

1点目は、スライド①内容の変更が生じた場合は、当該変更のあった日から30日以内にその旨を水道事業者に届出しなければなりません。

2点目についても、事業を休止又は廃止したときは、当該休止又は廃止の日から30日以内に水道事業者に届出することとなっています。

3点目は、事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に届出しなければならないとしています。

※近年、更新審査時に**変更届の未提出**が多数見受けられます。変更が生じた際はスライドに記載している期間内に提出していただきますようにお願いします。

大阪市における変更届出等の必要書類一覧

届出の種類		定款の写し	登記簿謄本	住民票	誓約書 (様式第3)	備考
名称・商号変更 又は 氏名変更	法人	○※	○※			※謄本・住民票は発行日から3ヶ月以内の原本 ※定款は直近のコピー (余白に原本証明と代表者氏名・代表者印) ※個人の氏名変更とは「個人事業者本人の氏名」が変更することです
	個人			○※		
住所変更	法人	○※	○※			※個人の氏名変更とは「個人事業者本人の氏名」が変更することです
	個人			○※		
代表者変更 及び 役員変更	法人		○※		○	廃止届を提出後、新たに新規で申請
	個人					
事業所の屋号変更 事業所の所在地変更 電話・FAX番号変更	法人					登記簿謄本や住民票に記載されていない事項が変更となる場合は、添付書類は不要です
	個人					

このスライドは、指定給水装置工事事業者として指定を受けてから、代表者が変わった時などの変更届を行う際の必要添付書類を一覧表にし、参考として示しています。

また、備考欄には期限等の注意事項を示していますので、お手を煩わすことになりかねないので、変更届の際は、お間違いの無いよう、よろしくお願ひいたします。

事業の基準(事業運営の基準)

【水道法 第25条の8、施行規則 第36条】

- ① 給水装置工事ごとに給水装置主任技術者を指名すること
- ② 分岐工事等を施行する場合は、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること
- ③ 分岐工事等については、水道事業者の承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に合うよう施行すること
- ④ 研修の機会を確保するよう努めること
- ⑤ 構造・材質基準に適合しない給水装置を設置しないこと、管等の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用しないこと
- ⑥ 指名した給水装置主任技術者に給水装置工事の記録を作成させ、作成の日から3年間保管すること

本条は指定給水装置工事事業者が、基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めることを定めたものです。

スライドに記載しています6つの事項は、水道法施行規則第36条に定めています。

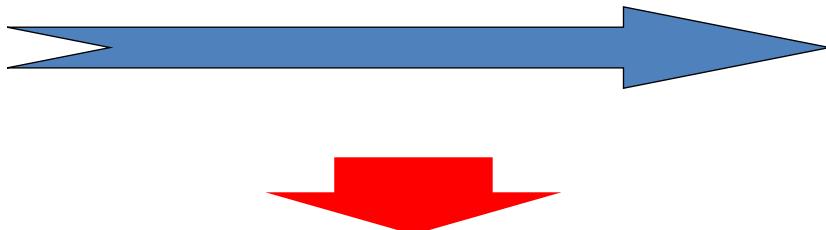
各指定給水装置工事事業者におかれましては、十二分に注意していただきますようよろしくお願いします。

給水装置工事主任技術者の立ち会い、報告等

【水道法 第25条の9・10】

水道事業者

- ・検査に給水装置工事主任技術者の立会いを求めることが出来る。
- ・報告、資料の提出を求めるこことができる。



指定給水装置工事事業者

- ・指定給水装置工事事業者は、正当な理由なく水道事業者の求めに応じないとき、又は報告の求めに対し、虚偽の報告をしたときは、指定の取消しを受けることがある。

本条は水道事業者が指定給水装置工事事業者に対し、給水装置の検査を行うときは、給水装置主任技術者の立ち会いを求めることができることや、給水装置工事の報告又は資料の提出を求めることができると定めたものです。

これに対し、水道法の第25条の11において、指定給水装置工事事業者が正当な理由なく水道事業者の求めに応じないとき、又は報告の求めに対し、虚偽の報告をしたときは、水道事業者は指定を取り消すことができるとしていますので、この点につきましてもご注意願いたいと思います。

指定給水装置工事事業者の処分基準

【水道法 第25条の11】

- ① 指定の基準に適合しなくなったとき
- ② 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出の規定に違反したとき
- ③ 変更の届出等の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- ④ 適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき
- ⑤ 給水装置工事主任技術者の立会の規定による水道事業者の求めに対し正当な理由なくこれに応じないとき
- ⑥ 報告又は資料の提出の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき
- ⑦ その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与えるおそれがあるとき
- ⑧ 不正の手段により給水装置工事事業者の指定を受けたとき

前ページで指定の取り消しが出ましたので、このスライドでは処分基準の説明とします。

本条は指定の取り消しを定めたものです。

内容については、スライドのとおりですが、給水装置工事主任技術者の選任や変更の届出等の規定による届出をされない場合も、指定の取消要件に該当しますので、特に注意をお願いいたします。

大阪市の処分基準

指定給水装置工事事業者の指定取消等に係る事務処理要綱

(平成22年3月16日制定、平成22年4月1日施行、令和7年4月16日改正)

違反項目	水道法根拠条文	処分内容
1 指定要件違反	第25条の11 第1項第1号	指定取消し
2 給水装置工事主任技術者選任等義務違反	第25条の11 第1項第2号	指定取消し
3 届出義務違反	第25条の11 第1項第3号	指定取消し
4 事業の運営基準違反	第25条の11 第1項第4号	指定取消し
5 工事施行に関する義務違反	第25条の11 第1項第5号 第1項第6号 第1項第7号	指定取消し
6 不正申請	第25条の11 第1項第8号	指定取消し

※処分内容について、各処分事由に関する最も重い処分を示している。

大阪市における処分基準について、説明します。

水道法25条の11に記載している8つの項目を大阪市では、6つの違反項目として設定しています。どの項目であっても最終的な処分内容は、指定の取り消しとなっています。

本市では「指定給水装置工事事業者の指定取消等に係る事務処理要綱」を平成22年3月に制定し、同年4月1日より施行しています。

次のスライドからは、大阪市の指定取消等に対する処分基準を具体的に説明します。

1 指定要件違反①

- ① 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき
- ② 国土交通省令で定める機械器具を有しなくなったとき(水道法施行規則第20条に規定する機械器具)
- ③ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものであることが判明したとき。
- ④ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。
- ⑤ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき

まず、指定要件違反として

- ・事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき
 - ・国土交通省令で定める機械器具を有しなくなったとき
- などは、指定を取消の対象となります。

指定を受けるにあたっての最低限の条件が整わなくなった場合を指しています。

1 指定要件違反②

- ⑥ 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき
- ⑦ 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき
 - ア 無断通水、メータの不正使用をしたとき
 - イ 道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき
 - ウ 施工上の安全管理を怠り、死傷者を出し、又は被害を与えたとき
- ⑧ 法人であって、その役員の中に上記3～7-ウのいずれかに該当する者がいることが判明したとき

また「業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき」を具体的に言うと「無断通水(盗水)やメータの不正使用(メータの逆付け、転用等)をしたとき」や「無許可で工事(無届工事)をしたとき」指定取消の対象となります。

注意していただきたいのは、水道法以外の法も犯すことになりかねないので、安易に違反しないようお願いします。

2 給水装置工事主任技術者選任等義務違反

- ⑨ 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき
- ⑩ 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき

3 届出義務違反

- ⑪ 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき
- ⑫ 休止届、廃止届、再開届を届出しないとき
- ⑬ 上記⑪・⑫について虚偽の届出をしたとき

続いて、給水装置工事主任技術者選任等義務違反及び届出義務違反です。

2つに分けていますが、注意していただきたいことは、届出に関しても指定の取消処分の対象となります。

届出に関しては期日が有りますので、忘れることなく届出をお願いします。

4 事業の運営基準違反①

- ⑯ 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき
- ⑰ 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メータまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させない、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき
ア 穿孔資格のない者が施行したとき
- ⑱ 局長の承認を受けた工法、工期その他の工事の条件に適合しない工事を施行したとき

次に、事業の運営基準違反についてですが、給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったときは、そもそも工事を受け付けませんので、ご注意ください。

また、事業の運営基準違反なので、指定給水装置工事事業者として、社内での給水装置工事の施工技術の向上のための研修の機会を設けない場合も取消処分の対象となります。

4 事業の運営基準違反②

- ⑯ 水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき
- ⑰ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき
- ⑲ 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき

水道水の安全性が確保できないような材料を使用していた場合等は、水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したときの項目に当たり、事業の運営基準違反として取消処分の対象となります。

5 工事施工に関する義務違反

- ⑯ 細水装置の検査の際、局長の求めに対し、正当な理由なく細水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき
- ⑰ 細水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき
- ⑱ 施行した細水装置工事が水道施設の機能に障害を与える、又は与えるおそれがありとき

6 不正申請

- ⑲ 不正な手段により指定細水装置工事事業者として指定を受けたとき

しゅん工検査の際に、正当な理由なく細水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせなかったときや資料の提出の求めに応じないなども、工事施工に関する義務違反として、指定取消の処分対象になります。

沢山の処分に関する項目が設定されていますので、指定細水装置工事事業者の運営に当たっては十分に気を付けていただきたいと思います。

本市における指定取消件数

大阪市で発生した指定取消件数

単位(者)

	無届工事	無断通水	その他	合計
平成26年度	0	0	57	57
平成27年度	0	0	30	30
平成28年度	1	0	0	1
平成29年度	3	1	3	7
平成30年度	3	0	0	3
平成31年度	0	0	0	0
令和2年度	2	0	0	2

令和3年～6年度は0件

36

このスライドは、実際の指定取消件数です。

平成26・27年度のその他ですが、所在不明な指定給水装置工事事業者が問題となっていたこともあり、登録内容が合致しているか調査した結果、届出を失念していた指定給水装置工事事業者が判明したものです。

現在では、指定給水装置工事事業者の皆さまの認識も高まり、このような事案も無くなっています。

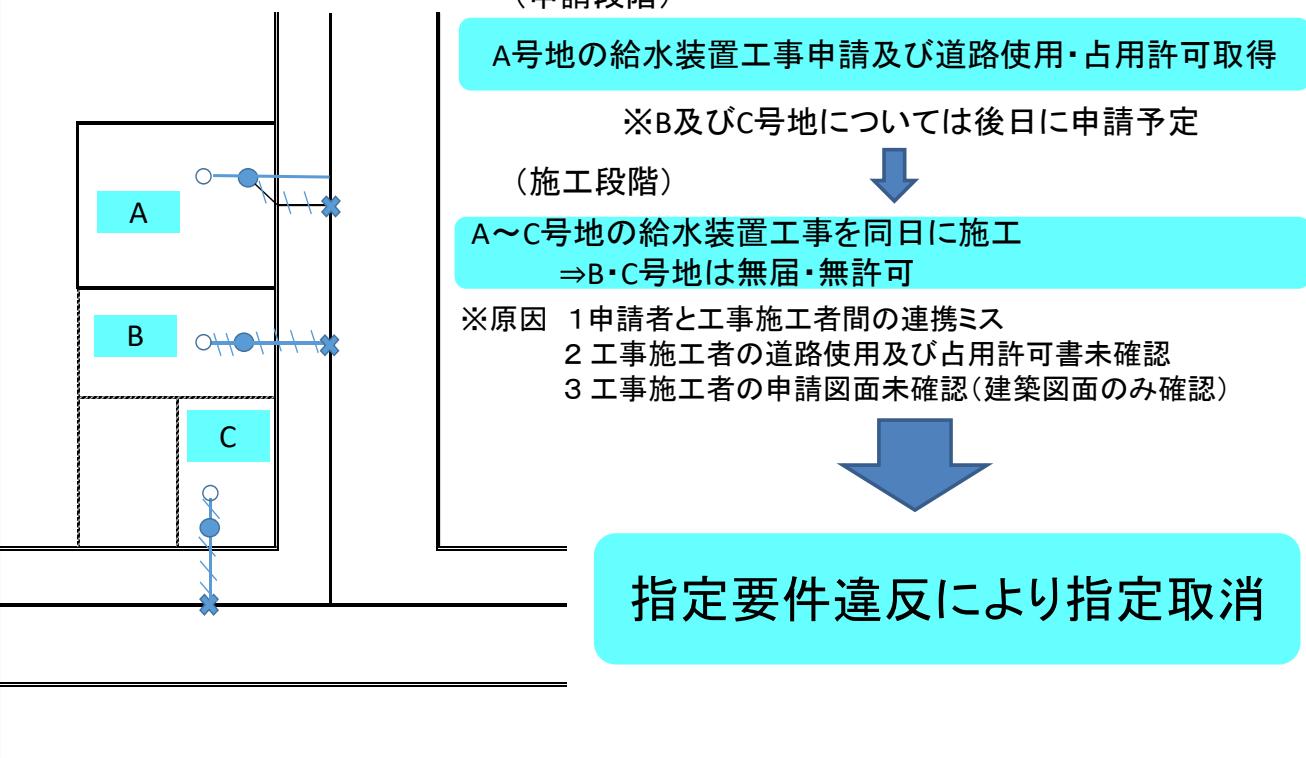
また、令和3年度以降の指定取消は0件となっており、これも、指定給水装置工事事業者の皆さまの意識が高くなっている結果だと感じています。

【参考】指定取消となった主な理由

- ・ 道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施工したとき（「指定給水装置工事事業者の指定取消等に対する処分の基準」No.イ）
- ・ 指定取消事業所の名称及び所在地、連絡先等の変更届を提出しないとき（「指定給水装置工事事業者の指定取消等に対する処分の基準」No.11）

本市における指定要件の違反(取消処分)例

道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行した事例



このスライドでは、実際の違反事例を紹介しています。

道路掘削許可・道路使用許可を受けずに無許可での工事施行等の法令遵守違反により、水道法第25条の11に基づき、指定の取消処分を行う案件が多く発生していた期間があり、この一例です。

このため、再度、給水装置工事に携わる関係者全てに水道法及び関係法規等を遵守していただき適正な給水装置工事を施行するようお願いします。

本市における指定要件の違反(取消処分)例

[トップページ](#) > [組織から探す](#) > [水道局](#) > [事業者の皆さまへ](#) > [指定給水装置工事事業者の方へ](#) >
給水装置工事における法令遵守の徹底について

給水装置工事における法令遵守の徹底について

ページ番号 : 432247 2018年4月5日

最近、本市の指定給水装置工事事業者が行う給水装置工事において、「道路掘削許可・道路使用許可を受けず」に無許可での工事施行等の法令遵守違反により、水道法第25条の11に基づき、指定の取消処分を行う案件が多く発生しております。このため、再度、給水装置工事に携わる関係者全てに水道法及び関係法規等を遵守していただき適正な給水装置工事を施行するようお願いします。

平成29年度指定取消処分案件

違反行為発生日	違反行為内容	処分内容
平成29年4月	道路掘削許可・道路使用許可を受けずに工事を施工	指定取消処分
平成29年7月	道路掘削許可・道路使用許可を受けずに工事を施工	指定取消処分
平成29年11月	無断通水・メータの不正使用	指定取消処分

探している情報

情報が見つから

取消処分事例についても、水道局ホームページに掲載しています。

参考までにご確認ください。

**令和7年度
大阪市指定給水装置工事事業者講習会**

**指定給水装置工事事業者制度
については以上となります。
受講お疲れ様でした。**

大阪市水道局 工務部 給水課